

証券取引法上の 企業情報の開示 について

平成17年3月3日

金融庁

証券取引法上の企業情報の開示について

○ 公開買付(TOB)規制の適用範囲の見直し

公開買付制度の信頼性の確保



現在、公開買付規制が適用されない立会外取引のうち、相対取引に類似した取引については、株主に平等に売却の機会を与えるため、公開買付規制の対象とする。

○ 上場会社の親会社に対する情報開示の義務づけ

ディスクロージャー制度の信頼性の確保



上場会社の親会社について、親会社自身の情報の開示を義務づける。

○ 外国会社等の英文による企業情報の開示

我が国証券市場の国際化・競争力の向上



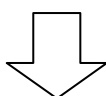
日本語による要約等の添付を前提に、外国会社等に英語による有価証券報告書の提出を認める。

公開買付(TOB)規制の適用範囲の見直し

公開買付制度

上場会社の株券等につき、取引所市場外で、一定の買付け(買付け後の所有割合が3分の1超など)を行う場合には、買付者に買付価格等を予め提示することを義務づけ、株主に平等に売却の機会を与える制度

区分	取引所市場内取引		取引所市場外取引
	立会取引	立会外(時間外)取引 〔ToSTNet-1取引 (東証)の場合〕	
取引時間	9:00~11:00 12:30~15:00	8:20~9:00 11:00~12:30 15:00~16:30	随時
取引方法	オークション方式	ネットワーク上で相 対交渉による取引 可能	相対取引
公開買付 規制の 適用	なし	なし ↓ あり	あり



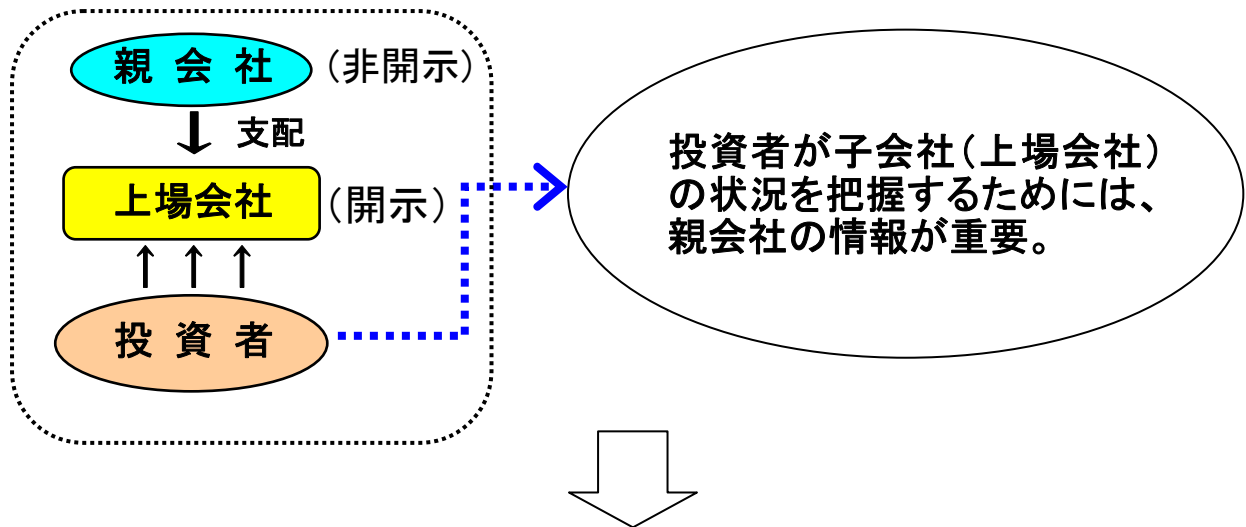
改正案の概要

立会外取引のうち、相対取引に類似する取引については、買付け後の株券等保有割合が3分の1を超える場合に公開買付規制を適用する。

上場会社の親会社に対する情報開示の義務づけ

現行制度

子会社が上場会社であって、親会社が上場していないこと等により開示していない場合、親会社自身の情報は投資家に十分に提供されない。



改正案の概要

子会社が上場会社であって、親会社が上場していないこと等により開示していない場合、親会社自身の情報の開示を義務づける。

- 親会社の範囲
上場会社の議決権の過半数を直接又は間接に保有する会社
- 開示させる内容
 - ① 株式の所有者別状況及び大株主の状況
 - ② 役員状況
 - ③ 商法に基づく貸借対照表、損益計算書、営業報告書、附属明細書等

外国会社等の英文による企業情報の開示

現行制度

我が国証券市場に上場している外国会社等は、毎年、日本語で作成した有価証券報告書を提出しなければならない。

外国会社等は日本語での開示によるコスト負担を意識

上場外国会社数(東証)

	S56	S61	H3	H8	H13	H16
上場会社数 (年末ベース)	15	52	125	67	38	30

我が国証券市場の国際競争力を高めるため、投資判断に必要な情報の開示を確保しつつ、上場に係るコスト負担を軽減する必要

改正案の概要

外国会社等は、本国等において適切な開示基準に基づいて英語による開示が行われている場合には、日本語による要約その他の補足書類を添付することを条件に、英語による有価証券報告書を提出できることとする。